

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程

平成22年10月1日

規程第3号

改正 平成30年3月30日規程第12号

改正 平成31年4月1日規程第3号

改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター(以下「法人」という。)の理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の理事長及び理事は年俸とし、非常勤の理事及び監事については非常勤役員手当とする。

2 前項の年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

(報酬の支給)

第3条 月例年俸は、毎月1回次条に規定する当該役員の月例年俸の額の12分の1の額を支給する。

2 業績年俸の額は、次条に規定する当該役員の業績年俸の額に、当該役員の業績(地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会が行う業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案したものとする。以下同じ。)を踏まえ、100分の80から100分の120までの範囲内で理事会で決定した割合を乗じて得た額とする。

3 業績年俸は、6月及び12月に、それぞれ前項の規定による業績年俸の額の2分の1の額を支給する。

(年俸等)

第4条 年俸の額は、次のとおりとする。

区分	月例年俸	業績年俸
理事長	14,400,000円	6,000,000円
理事	5,760,000円	2,400,000円

(通勤手当)

第5条 常勤の役員の通勤手当の額及び支給については、法人の職員(以下「職員」という。)の例による。

(非常勤役員報酬等)

第6条 非常勤役員手当の額は、日額20,000円とする。

2 非常勤の役員には、前項に定める額のほか、通勤に要する費用の相当額を支給する。

(重複給与の禁止)

第7条 職員が役員を兼ねるときは、この規程に基づく役員の報酬は支給しない。

(退職手当)

第8条 役員に対する退職手当は、これを支給しない。ただし、職員が役員を兼ねるときは、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員退職手当規程に基づき支給する。

(旅費)

第9条 役員が職務のために旅行した場合には、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給については、職員の例による。

(その他)

第10条 役員の報酬及び退職手当の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。